

# しょうがいしゃさべつかいしょうほう もと たいおうようりょうあん かん いけんぼしゅうようりょう 障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見募集要領

へいせい ねん がつ  
平成27年9月

どくりつぎょうせいほうじんしゅるいそうごうけんきゅうしょ  
独立行政法人酒類総合研究所

## 1 いけんぼしゅう もくてき 意見募集の目的

どくりつぎょうせいほうじんしゅるいそうごうけんきゅうしょ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
独立行政法人酒類総合研究所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
たいおうようりょう い か たいおうようりょう  
対応要領（以下「対応要領」という。）については、「障害を理由とする差別の解消の推進  
にかん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう もと どくりつぎょうせいほうじん さだ  
に関する法律」（平成25年法律第65号）に基づき独立行政法人が定めることとされており、  
この度、独立行政法人酒類総合研究所において対応要領の案を取りまとめました。

つきましては、たいおうようりょう さだめ うえ さんこう  
つきましては、対応要領を定める上での参考とするため、以下のとおり御意見を募集い  
たします。

## 2 いけんぼしゅう たいしょう 意見募集の対象

どくりつぎょうせいほうじんしゅるいそうごうけんきゅうしょ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
独立行政法人酒類総合研究所における障害を理由とする差別の解消の推進に関する  
たいおうようりょうあん  
対応要領案

## 3 いけんぼしゅう あ さんこうしりょう 意見募集に当たっての参考資料

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
障害を理由とする差別の解消の推進

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

## 4 いけんていしゅつきかん 意見提出期間

へいせい ねん がつ にち か がつ にち すい  
平成27年9月8日(火)～10月7日(水)

## 5 いけんていしゅつほうほう 意見提出方法

ごいけん りゆう ふ つぎ かなか ほうほう ていしゅつ  
御意見は、理由を付して、次に掲げるいずれかの方法により提出してください。

なお、でんわ うけつけ  
なお、電話での受付はできませんので、御了承ください。

- メール（締めきりびひつちやく）

い か ほうしん  
以下のメールアドレスに送信してください。

[info@nrib.go.jp](mailto:info@nrib.go.jp)

- 郵送（ゆうそう しめきりびとうじつけしんゆうこう）  
（締めきりびとうじつけしんゆうこう）

以下の宛先に送付してください。

〒739-0046 広島県東広島市鏡山 3-7-1

独立行政法人酒類総合研究所 総務課 あて

- ファクシミリ (締め切り必着)

以下の番号に送信してください。

ファクシミリ番号：082-420-0802

独立行政法人酒類総合研究所 総務課 あて

## 6 注意事項

- 提出いただく御意見は、日本語に限ります。
- 御意見を提出していただく場合は、以下の事項を記載されるようお願いいたします。  
(様式任意)
  - ・ 件名「障害者差別解消法に基づく対応要領案に関する意見」
  - ・ 氏名 (法人の場合は、法人名及び連絡担当者名)
  - ・ 意見 (理由も含め 1,000 文字以内)
  - ・ 年齢
  - ・ 性別
  - ・ 所属等
- 郵送の場合、封筒表面に「障害者差別解消法に基づく対応指針案に関する意見」と朱書きしてください。
- 御意見に対し、個別の回答は行いません。
- 御意見については、提出者の氏名や連絡先等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただきます場合がありますので、あらかじめ御了承ください。
- 個人情報の保護については、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。